

公立高等学校等奨学給付金について

高等学校等奨学給付金は、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、県が生活保護世帯・非課税世帯等を対象に返済不要な給付金を支給する制度です。

※本給付金は、国の補助金を活用して実施しております。国の予算状況、制度改正などのため、実際に申請する時点で条件、支給額や日程等が変更となる可能性があります。ご了承ください。

● 奨学給付金を申請することができる方

令和8年7月1日時点で、生徒が国公立の高等学校等に在学し、生徒・保護者が次の条件の全てに当てはまる方が対象となります。

※ 保護者とは、令和8年7月1日時点で生徒の親権者である方、親権者がいない場合は生徒の未成年後見人又は生徒の生計を主に維持している方のことをいいます。両親とも親権者である場合は、父母の両方が保護者となります。

生徒の条件	保護者の条件
① 平成26年度以降に、高等学校等の1年生に入学した方 ② 令和8年7月時点で高等学校等就学支援金(国の授業料補助)を受給する資格を有している方 ※奨学給付金を受給するには、就学支援金を受給する資格を有していることが必要です。 就学支援金を受給する資格を有していない方は、他の条件を満たしていても奨学給付金は支給されません。	① 令和8年7月1日時点で生活保護(生業扶助)受給世帯 または、保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割の合算額が非課税(0円)の世帯 または、年収約270万円～約380万円の世帯 または、年収約380万円～約490万円の世帯(専攻科を除く) または、年収約600万円未満の多子世帯(専攻科に限る) ② 7月1日時点の住民票が愛知県内にある方 ※保護者等の住民票が愛知県外にある場合は、住民票のある都道府県の奨学給付金を申請することができます。

☆ 就学支援金、奨学給付金、愛知県高等学校等奨学金(県の奨学金)の違い

- ・就学支援金…授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金です。生徒が申請し、返済は不要です。
 - ・奨学給付金…授業料以外の教育費のために現金が給付されます。保護者が申請し、返済は不要です。
 - ・県の奨学金…授業料以外の教育費のために現金が貸与されます。生徒が申請し、返済が必要です。
- 奨学給付金は、就学支援金や県の奨学金と一緒に利用することができ、就学支援金や県の奨学金の額が減額されることもありません。
 ※県以外が実施する奨学金の中には、奨学給付金と一緒に利用することができないものがあります。下の「ご注意」③をご覧ください。

● 年間支給額

対象となる生徒一人について、生徒が在学する学校の課程・世帯の状況により、下表の全額を支給します。

課程	世帯の状況				
	生活保護世帯 (生業扶助を受給している世帯)	非課税世帯 (生業扶助を受給する生活保護世帯を除く)	年収約270万円～ 約380万円の世帯	年収約380万円～ 約490万円の世帯	年収約600万円 未満の多子世帯
全日制 定時制	32,300円	143,700円	47,900円	35,930円	
通信制	32,300円	50,500円	16,830円	12,630円	
専攻科	50,500円		16,830円		12,630円

● 申請時期・申請方法

各学校が指定する時期に、申請をしてください。

● 新入生の一部前倒し給付

新入生に限り、年間支給額の4分の1を通常の支給日より早期に受給することができます。希望される方は、5月以降にお問合せ先まで連絡をしてください。

※ 残り4分の3の受給については、再度の申請が必要となります。

● ご注意

- ① 実際に奨学給付金の給付を受けられるかどうかは、申請年度の条件により審査した上で決定されます。
- ② 生徒や保護者が特定の条件に当てはまる場合は、給付を受けることができません。
 [給付を受けられない場合の例]
 ・海外に在住していたため、所得証明書類を発行されない保護者がいる場合
 ・申請時に生徒が休学している場合
 ・7月1日時点で生徒がどの学校にも在学していない場合
- ③ 愛知県以外(市町村・民間団体など)が実施する奨学金の中には、奨学給付金と一緒に利用することができないものがあります。これらの奨学金を申し込まれた方、これから申し込む予定のある方は、奨学給付金を申請する前に必ず各団体へ確認をしてください。

お問合せ

各学校事務室又は愛知県教育委員会高等学校教育課 ☎052(954)6785

*私立学校に在学する生徒に関する申請については、各私立学校、または愛知県県民文化局学事振興課私学振興室(052(954)7477)へお問合せください